

別表十三(七)

「15」、「23」又は「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	法人名	()
--------------	---	-----	-----

別表十三(七) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

造成事業施行者の名称	1		交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23			
交換譲渡資産等の明細	交換等をした資産の種類	2	交換地との取得価額が譲渡に係る対価の額を越え、又は譲渡に係る対価の額が譲渡に係る対価の額を越える場合	取得資産等の価額(14)	24		
	同上の資産の取得年月日	3		昭平	譲渡直前の帳簿価額(10)	25	
	交換等をした資産の所在地	4			譲渡資産等とともに支出した交換差金の額	26	
	交換等をした土地等の面積	5		平方メートル	譲渡資産の対価の額(7)	27	
	交換等の年月日	6		平	(25)+(26)又は(24)-(27))	28	
	対価の額	7			圧縮限度額(24)-(28)	29	
	譲渡直前の帳簿価額	8			圧縮限度超過額(23)-(29)	30	
	交換等に要した経費の額	9			取得認定期間	31	平
	計(8)+(9)	10			特別勘定に経理した金額	32	円
	交換取得資産等の明細	取得した宅地の所在地		11	特別勘定を設けた場合	譲り受ける宅地の価額の見積額	33
取得した宅地の面積		12	譲渡直前の帳簿価額(10)	34			
取得年月日		13	譲渡資産の対価の額(7)	35			
取得した宅地の価額		14	譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36			
場合又は譲渡に係る対価のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	場	譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を越えるとき(34)×(33)	37		
	譲渡直前の帳簿価額(10)	16		譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を越えるとき(34)+(33)-(35)	38		
	取得資産等の価額(14)	17		繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38)	39		
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	18		繰入限度超過額(32)-(39)	40		
	譲渡資産の対価の額(7)	19		翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額(32)-(40)	41	
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)×(17)/(17)+(18)又は(19)	20			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42	
	圧縮限度額(17)-(20)	21			当期中に益金の額に算入すべき金額	43	
	圧縮限度超過額(15)-(21)	22			期末特別勘定残額(41)-(42)-(43)	44	

P71参照

別表十三(七)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換により土地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「15」欄の金額 (「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)	「第65条の11第1項」又は「第65条の11第4項」	00261	「23」欄の金額 (「29」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第65条の12第8項において準用する第65条の11第1項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」	00558	

※ 「第65条の11第4項」又は「第65条の12第9項において準用する第65条の11第4項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00558」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る宅地を譲り受ける場合が該当します。

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第65条の12第1項」又は「第65条の12第3項」	00262	「32」欄の金額 (「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第65条の12第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例を適用を受ける場合が該当します。